

令和7年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R7.12.22	R8.1.19	都労委令和〇年不第〇号不当労働行為救済申立事件（申立人：〇〇、被申立人：〇〇）に関する労働委員会事務局および公益委員会、三者委員、その他が平成6年から平成7年に行った会議や打合せの議事録や記録、および関係する書類一式				1												対象文書の存否を応答することにより、対象となる労働組合及び使用者の活動状況が明らかとなるなどして、労働組合及び使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められ、また、公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる（東京都情報公開条例第7条第3号及び同条第6号）。したがって、同条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	労働委員会事務局審査調整課